

# 青森県報

号外第十四号

令和三年  
三月十七日  
(水曜日)

## 目 次

- 青森県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者経営再建  
利子補給基金条例…………… (商工政策課) …… 二
- 青森県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金  
条例…………… (誘客交流課) …… 三
- 青森空港条例の一部を改正する条例…………… (港湾空港課) …… 五

# 条 例

青森県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者経営再建利子補給基金条例をここに公布する。

令和三年三月十七日

青 森 県 知 事      三                      村                      申                      吾

## 青森県条例第一号

### 青森県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者経営再建利子補給基金条例

#### (設置)

第一条 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し金融機関が貸し付けた資金について利子補給を行う事業（以下「利子補給事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、青森県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者経営再建利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

#### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、利子補給事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和三年三月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

## 青森県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

### (設置)

第一条 県が国から交付を受けるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金により、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会のホストタウン又は事前キャンプ地としての選手等の受入れに係る新型コロナウイルス感染症対策（以下「ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業」という。）を行う市町村に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てるため、青森県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受けるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

### (基金の処分)

第五条 基金は、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業を行う市町村に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第三号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 航空運送事業（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業をいう。以下同じ。）の用に供する航空機の

うち、県民生活に必要な旅客及び貨物の運送を確保するため着陸料等の額を減免する必要があると認められるものとして規則で定める航空機に係る着陸料等については、規則で定める期間、規則で定める金額に相当する着陸料等の額を減免する。

附則に次の一項を加える。

4 空港と本邦内の地点との間において行う航空運送事業（旅客を運送するものに限る。）の用に供する航空機のうち、令和二年八月一日から令和三年二月二十八日までの間に空港に着陸したものの当該着陸に係る着陸料の額及び当該着陸をしてから離陸するまでの間の停留に係る停留料の額は、別表第一の規定にかかわらず、それぞれ同表の規定により計算して得た着陸料の額及び停留料の額に二十分の十一を乗じて得た額とする。

別表第一第一号3中「航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森空港条例附則第四項の規定は、令和二年八月一日から適用する。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円